

第511回（定例）福崎町議会会議録

令和5年9月28日（木）
午前9時30分開議

○令和5年9月28日、第511回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副町長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会計管理者	尾崎 俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡 周和	総務課長	岩木 秀人
企画財政課長	蔭谷 秀樹	税務課長	松田 清彦
地域振興課長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福祉課長	小幡 伸一	農林振興課長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上下水道課長	橋本 繁樹
学校教育課長	大塚 謙一	社会教育課長	木ノ本 雅佳

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

7 番 報告書ですね、6号で、第34期、株式会社もちむぎ食品センターについて、
決算報告の内容の中でございますが、この中で支払い手数料があると思うんです
よね。ページ数は、5ページでございます。これかなり内訳があると思いますの
で、これについてまた書面で頂きたいと思えます。
そして、保険料についてもですね、これもかなりあると思えますので、書面で
頂きたいんですけど、以上、その点お願いします。

地域振興課長 後日整理してお渡しするいう形でよろしいか。

議 長 それでは後日、議長宛てに提出のほうお願いいたします。
宇崎議員、それでよろしいでしょうか。

7 番 はい。

議 長 その他ございませんか。

1 1 番 議案第55号、そして議案第65号について質疑をしたいと思えます。
まず、議案第55号、令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についての
報告書の292ページ、損害賠償請求事件のことなんですけども、全面勝訴とい
うことで、弁護士費用等は令和5年度に支払う予定ですと、このようにあるん
ですけども、一体いじめのこの裁判、弁護士費用はどれぐらいかかったのか、お願
いいたします。

学校教育課長 1審の着手金、2審の着手金、最終的な報酬等含めまして、総額で1,050
万9,488円でございます。

1 1 番 全面勝訴ということによかったと思うんですけども、弁護士費用もこれだけ
たくさんのお金がかかったということでもあります。
次に、議案第65号、損害賠償請求事件の和解についての質疑なんですけども、
アケボノ企画との訴訟のこの関係、私が議員になる前からやられてたと思うん
ですけども、この流れ、これも最終だと思うんで、やっぱりきちっと議事録に残し
ておかないといけないことじゃないかなと思うんで、かかった費用も重ねて、費
用というか弁護士費用も含めてよろしくをお願いします。

農林振興課長 流れということですので、議案第65号資料の7ページに記しております。

この林道笠形線の用地買収が令和4年3月10日ということで、このときにアケボノ企画の土地を買っております。それから、この間に工事を進めていくわけですが、平成5年9月9日には、兵庫県と町、アケボノで9月9日合意、平成5年の9月9日合意ということで、後には整地をして水路をつけてアケボノが果樹園をその後できるようにということで合意をしております。その後残土処分をしていくわけですが、平成5年から11年にかけてアケボノ企画の所有地の他に、県が残土処分をし、整地も同時に行っております。

その次、同時並行という形で、平成10年10月から11年の3月頃までフロヤ池の改修工事に伴う泥土ですね、本来はこの池の処分地内で処理するという計画で始まったわけですが、蓋を開けてみますとその土がそこで処分するにはできないということで、これをその当時、アケボノ企画の土地へ林道の残土を入れているということを知っていた職員が、そこでフロヤ池の泥土も入れさせてくださいということで口頭での契約ということで、フロヤ池のA地区の3ないし9及びD地区に入れていたと。ところが口頭契約をしなかったE地区にもこのフロヤ池の残土を入れていることが判明を後にしております。

この後ですね、農業委員会のほうでアケボノ企画の土地の地目転換届が出されてないことを地元農業委員からの通知で農業委員会が手続をするようにということで通知をしております。地目転換届が出されたわけですが、A地区のほうはその処理、残土の処理も整地もされて、水路にも支障がなかったことから、受理はされたわけですが、B地区の方には一部県が処理している最中に地元区から水路が埋まっているのではないかと。転換届も出てないではないかということを知り、慌てて県の職員が持っていた土を平らにしたときに水路を侵したということが発端となり、転換届が出され、水路等の境界もはっきりさせて、残土もきれいにのけてした上でないという同意ができないということで、工事が平成13年10月19日以降中止のままとなりました。

この中止になったことにより、それを解消すべく、当時の参事、課長なりがアケボノ企画ないし地元区、また県と調整を続けていたわけですが、アケボノ企画が工事がもうすぐ終わるところでこのような地目転換の話が出て工事が中止になったということで、プラスその当時、農業委員会の職員が地目転換の同意を得るには、地積図というものには、かなり精度が悪いと、誤差を含んでおるので、土地の境界をはっきりさせるために地図訂正をするには原因者、ここでいいます原因者は本来県ではありますが、アケボノ企画のほうにそういう手続をするのは、原因者、所有者ですよってというようなこととお話をしたところ、アケボノ企画のほうに立腹され、裁判といいますか、民事調停とか、公人、個人を訴えるような話が発展しまして、その後、調停も調わず、20年にも及ぶ裁判になっております。

議員が今言われました弁護士の委託料についてですが、これの合計は報酬、実費、着手金、全て合わせまして弁護士委託料としてお支払いをしております。このたびの9月補正の額も合わせまして合計で654万7,516円となります。

以上です。

- 1 1 番 長い裁判やったんですけれども、この645万ですか、これはやっぱり出るといって皆さんの税金なんですね。今回お話の中で一番の原因は何か。やはり僕は最初の口約束。この口約束の中から、やっぱりいろんな、話の中で自分とかが有利なように、土地地上げしたら宅地になるんじゃないかと、アケボノ企画なりのやっぱり思いみたいなんがあるって、ところが、その口約束の中で、いやそん

なもんでできませんよって言われたときに裁判になったんやないかなというような感じはするんです。

この口約束、これは福崎町の中で、これからやっぱ教訓にしていかなあかんと思うんです。だから現場へ職員さんが行かれて、現地の方といろいろ話する中でね、口頭との約束みたいなんはあると思うんですよ、やはり。でもやっぱりそういうこともきっちり相手の印鑑をもらって、いろいろやらないといけないと思うんです。これは教訓にしていただげるんでしょうか、町長。

町長 いろんな事案があろうとは思いますが、議員がおっしゃることは、もっともなことだと思いますので、基本は契約をするということになるんだろうというふうに、私もそのように理解をしております。

1 1 番 やはりね、こんだけの税金を使ったんですから、福崎町として教訓にしてね、今後このようなことがないように進めていただきたい、このように思います。以上です。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月12日の本会議2日目において、議案15件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。

(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

決算審査特別委員会、三輪委員長。

三輪決算審査 皆さん、おはようございます。

特別委員長 決算審査特別委員会から報告させていただきます。

当委員会は9月12日の本会議において設置され、互選により私、三輪が委員長に、副委員長に植岡茂和議員が選出され、付託された議案第55号から議案61号までの計7議案について、慎重に審査を行いました。

審査結果は、事務局朗読のとおりですが、委員会は、現地視察を含めて、9月13日、14日、15日及び19日の4日間開催し、令和4年度一般会計のほか、各特別会計、各企業会計の決算について審査し、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以下、議案ごとに審査の際に出された主な質疑を報告して、補足説明とさせていただきます。

まず、議案第55号、令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定です。

歳入におきましては、「森林環境譲与税の使い道について」の質疑があり、「令和5年度の予算では、春日山キャンプ場のウッドデッキの設置、令和4年度に危険木の伐採補助金を創設しました。令和6年度からは人工林、私有林の整備で間伐などを実施したい」との答弁がありました。

次に、「起債における地方交付税算入分と比率について説明を」との質疑があり、「令和4年度借入額5億1,365万7,000円に対し、地方交付税措

置は、2億5,300万円で起債額の49.3%です」との答弁がありました。

次に、「自主財源の額を大きくする、あるいは高める特筆すべき取組は」との質疑があり、「自主財源の確保という観点ではふるさと納税です。職員は頑張っていますが、成果としてはなかなか出ていません」との答弁がありました。

次に歳出です。

「基金の運用は、金融情報を収集し、余剰資金で債券を購入しました。高利率で安全かつ有利な運用を図ることができたとの内容の説明を」と質疑があり、「令和4年度財政調整基金は、コロナ交付金の関係などもあり、少し多く持つことができたため、利率的に有利な債券での運用を行いました。その運用先の一つは、地方公共団体金融機構債が1億円、利率0.295%。もう一つは、兵庫県のグリーンボンド債、利率0.384%です」との答弁がありました。

次に、「不動産鑑定等委託料の643万4,560円について、令和3年度と比べてかなり金額が上がっているが、場所と委託先の説明を」との質疑があり、「不動産鑑定委託料は、令和6年度の評価替えに向けて、標準宅地88地点の鑑定です。ということで町内の様々な場所となります。その部分を追加したことによって、約600万円増額しました。委託先の兵庫県不動産鑑定士協会の公益財団により、県下で土地価格等が設定されます」との答弁がありました。

次に、「区長会への委託料の支払いでは、今以上に気をつけて、内容を明確に掲示した上で、行政としてできるだけ明確な形を残しておくべきだと思うがどうか」の質疑があり、「そのとおりです。情報公開請求手続も法的に整備されており、そういうときに個人情報でない場合は開示している現況から、区長会、役員会で相談をさせていただきながら、少しずつ改善を進めているところです。一気にできていませんが、委員が言われた形を念頭に進めているところです」との答弁があり、委員から「検査調書についても、他市町なり、明確な形で作成すべきであって、その方向へ向かってほしい」との意見がありました。

次に、「負担金補助金及び交付金は、不用額がかなり大きいですが、決算報告書の課題改善欄では特に問題ありませんとしているが、予算とこれだけ乖離があることは問題である。問題点が特にありませんとしているのは、改善すべきと思われるので、今後は表現を検討してはどうか」との質疑があり、「今後の表記を改めます」との答弁がありました。

次に、「保育所費の委託料と、負担金補助及び交付金に不用額が多い理由は」との質疑があり、「翌年3月までを見通して、様々な給付費における加算等を園と担当が調整して予算立てをしています。最終的に給付費が支払いできない場合は問題となるので、若干、園も余裕を見た給付金を提示するため、不用額が多く出た可能性があります」との答弁がありました。

次に、「食育推進委員会について、これからの改善点として、食育を地域が中心となって取り組んでいく働きかけが必要だとあるが、具体的にどのようなことか」との質疑があり、「食育のボランティアである福崎町いずみ会、食育サポーターさんの皆さんに携わっていただいておりますが、現時点では活動人数が少ないのでまだ難しいのですが、いずれ各自治会、各地域で食育を推進していきたいと考えています」との答弁がありました。

次に、「家庭自立相談は128人の方が利用されたが、利用者の状況改善あるいは効果について教えてほしい」との質疑があり、「家庭自立相談の多くは学校に行きにくいお子さん、ひきこもりの方になります。相談を1回行えば、すぐ次の日から改善してよくなるというのではなく、継続的な相談支援が必要だと考えています。1年がかりで定期的に来られた方が社会復帰されたような

ケースもあります。課題はもっと潜在的に困っている方にできるだけ周知に努めて、相談しやすい窓口や対応を心がけていきます」との答弁がありました。

次に、「農業次世代人材投資事業交付金で、青年就業者1人に150万円補助したとある。青年というのは何歳ぐらいをいうのか」との質疑があり、「国の補助金の要綱では、全国統一45歳未満で、地域によっては50歳までです」との答弁がありました。

次に、「就業等促進移住支援金100万円は、東京23区からの移住者が1世帯ということだが、全部県からの補助金か」との質疑があり、「兵庫県の事業で、補助金は75万円、福崎町が残り25万円を支出しており、合計で100万円です」との答弁がありました。

次に、「調整池の草刈りの場所はどこか」との質疑があり、「福崎工業団地と企業団地の法面、東部工業団地の法面、調整池は桧谷の調整池、工業団地のA、B、C調整池、東部工業団地はカスベ池と飛原池を夏秋、年2回実施しています」との答弁があり、併せて、委員から「法面、しゅんせつを含めて、池の中まで実施しているのか」との質疑があり、「法面の草だけで、池のまでは行いません」との答弁がありました。

次に、学校における子どもたちの健やかな成長を図るための情報機関係情報システムでは、「不登校の子どもたちの情報はどうなっているのか。子どもが卒業した後はどのように情報は管理されているのか」との質疑があり、「学齢簿は、不登校を含む在籍している子どもについての情報を管理しています。卒業後は不登校であるなしを問わず、同じ管理になっていくと思います。継続して子どもにケア的なことができているのかどうかという点では、サポートファイルを保護者の同意を得て、高校など次の施設に記録されたものにつながっていく面があります」との答弁がありました。

次に、議案第56号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「コンビニからの支払い、振込はどの程度あるのか」との質疑に対し、「コンビニ収納は、令和4年度で一般会計と国民健康保険の合算額で、全体の5.1%、スマホ決済が0.8%、口座振替が24.8%です。国保のみでは、普通徴収の部分の12.1%がコンビニ収納です」との答弁がありました。

次、議案第57号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定では、特段の質疑はありませんでした。

議案第58号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「介護保険負担割合は、以前質問したときは1割負担の方がほぼ9割ということだったが、2割負担、3割負担の方はどれくらいか。また、令和5年度も同じ状況か」との質疑に対し、「1割が93.1%、2割が4.3%、3割が2.6%です。制度の変更がないので、令和5年度も変わらないと考えています」との答弁がありました。

次、議案第59号、令和4年度福崎町水道事業会計決算認定では、「事業概要の総括事業で、令和4年度は何とか黒字経営であったが、今後の経営的な見通しについてはどうか」との質疑があり、「令和5年度に策定する経営戦略である程度詳しく分かってくると思いますが、現在の資産では令和7年か8年頃から、3条予算において収益的支出の赤字が続くと見込んでいます。さらに現在着手している三宮配水池の送水管の改良工事における耐震化工事が完了した後、次の工事を着手する場合は、経営状況については非常に厳しい状況になると見込まれます。当面は留保資金を活用しながら事業を進めていく予定です」との答弁が

ありました。

次に、議案第60号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計決算認定では、「経営指標の推移で管路更新率があるが、ここ近年ずっとゼロ%が続いている。管路が新しいわけではないと思うが、更新はしないということなのか、それとも何かの理由があつてのことなのか」との質疑に対し、「管路更新率について、この表では平成30年度からゼロ%が続いています。平成30年度以前は、平成26年と平成20年にかけてと、平成22年度にも更新を行っています。この3年間で合わせて全体の約35%の距離において、耐震化への入替えを行ってきました。それ以降、少し間隔が生じましたが、早ければ令和7年度から耐震管の更新工事を再開する計画です。この間は工事を実施していない時期でしたので、ゼロ%が続いています」との答弁がありました。

次に、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定では、「補償費の内訳の説明を」との質疑に対し、直谷雨水幹線で、水道の移設に伴う補償費が約260万円。川すそ雨水幹線で、水道管の移設工事に伴う補償費が約210万円。ほかの工事における補償費は100万円以下です」との答弁がありました。

現地視察はエルデホール照明設備改修工事、三木家住宅西土塀補強等工事の2か所を視察いたしました。

これらの審査を経まして、冒頭に述べましたとおり、採決の結果、各議案とも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長 決算審査特別委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(主査朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査につきまして報告いたします。委員会を9月20日に開催し、付託されました議案3件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、3議案ともに原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第54号、兵庫県町土地開発公社の解散については、令和元年度には土地の処分が全て終了し、公共施設等の整備が一段落したため、今後の在り方について検討を行い、令和5年2月の本公社理事会において協議した結果、出席理事全員から解散することについての同意が得られ、令和5年度に解散することが適切であると判断されたとのことです。

議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算について、委員から「非常備消防補助金の増額については、補助金云々の前に、まず女性消防団についてしっかりと計画があるのか」との質問があり、「現在2名からもう少し増やしていきたいという思いである」との答弁がありました。委員から、「まず、待遇について考え、方向性を出してすべきだ」との意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜

りますようお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読をさせます。

(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 付託された5議案について、9月11日委員会を開催しました。審査の結果は、報告書のとおりでございます。

要旨を紹介して報告とさせていただきます。

議案第62号は、令和4年度下水道事業剰余金の処分です。使用済みの利益剰余金を資本金に組み入れるもので、未処分利益剰余金の使用済みと未使用とを明確にするためのものとなっているとのことです。

議案第63号は、空家等の適正な管理に関する条例の一部改正で、所有者の責務の強化、管理不全空家の指導勧告、特定空家の除却等に関することなどであり、行政権が強くなることでトラブルにならないよう、丁寧な進め方にも留意するようとの意見もありました。

議案第65号は、損害賠償事件の和解についてであります。内容は議案及び資料のとおりです。和解内容(4)の④で、原告は客観的かつ明白な瑕疵がない限り、何ら異議、苦情を述べないとされており、客観的かつ明白な瑕疵というふうな判断については、外見から判断できるとのことです。このことについては現地調査を実施いたしました。

議案第67号は、令和5年度の国民健康保険事業特別会計補正予算です。国民健康保険事務を市町村事務処理標準システムに移行するためのもので、費用は令和6年度の特別調整交付金として受け入れる予定とのことです。

議案第68号は、令和5年度の水道会計補正予算です。八反田水管橋耐震化事業、三ノ宮配水池送配水管工事についての補助金、一般会計からの出資金が決まったことによる財源補正であります。

以上、付託案件全てについて、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告であります。

常任委員長 今回は1件の公害防止協定に基づく協議がありました。資料のとおりであり

ます。福伸電機株式会社からのもので、冷却用チラーあるいはジブクレーンなどの整備で、委員会は申請のとおり了承することといたしました。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。

それでは、議案第55号、令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり認定することに決定しました。しばらく休憩いたします。再開を10時30分といたします。

◇

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

◇

議 長 会議を再開いたします。

それでは次、議案第54号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第56号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第57号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第57号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第57号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第58号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第58号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第58号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第59号、令和4年度福崎町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第59号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第60号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第60号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案

のとおり認定であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第62号、福崎町下水道事業剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第63号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第63号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第64号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第64号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第65号、損害賠償等請求事件の和解についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第65号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について討
論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第66号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第67号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第67号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第68号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第68号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、発議第2号、福崎町議会議員の請負の公表に関する条例の制定について日程を追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、発議第2号、福崎町議会議員の請負の公表に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

◇

議 長 会議を再開します。
発議第2号、福崎町議会議員の請負の公表に関する条例の制定について、事務局に朗読をさせます。
（主査朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に本議案に対する詳細なる説明を求めます。
議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会運営 発議第2号、福崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
委員長 長 ご説明を申し上げます。
説明資料1ページをご覧ください。
地方自治法の改正により、議員個人による請負に関する規制が緩和され、会計年度の取引額が一定の額を超えない場合は、規制の対象外とされました。しかし

ながら、本規制の目的である議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、本条例を制定しようとするものであります。

本条例案については、議会運営委員会において審査を行い、その結果、お手元に配付しております福崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案のとおり提案するに至ったものであります。

次に、本条例案の概要についてご説明いたします。

本条例は、本町議会議員が本町に対し、請負する者、またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とするものであります。

第2条では、前会計年度中に町に対し、請負をした者等である議員は、毎年一定の期間に前会計年度において支払いを受けた請負の状況を議長に報告しなければならないこと、報告に訂正がある場合は、議長に届けなければならないことを定めております。

資料2ページ、第3条では、議長は、議員からの報告の一覧を作成し、公表しなければならないことを定めております。

第4条では、議員からの報告等は、報告期限の日を含む年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。何人も報告等の閲覧または写しの交付を請求することができることを定めております。

附則として、本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用します。また、議案資料3ページ以降には、本条例の施行規程案を添付しておりますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

発議第2号、福崎町議会議員の請負の公表に関する条例の制定について質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定しました。

それでは、発議第2号、福崎町議会議員の請負の公表に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれの継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれの申出のとおり許可することに決定しました。

以上で、第511回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第511回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
定例会は、9月8日に召集され、本日まで21日間にわたり本会議及び委員会と連日のご精励賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上、十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たり、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第511回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。
9月8日から本日までの21日間という長い期間にわたって、本定例会を開催していただきました。

本定例会には、令和4年度の決算認定のほか、長年の懸案となっておりました有限会社アケボノ企画との損害賠償等請求事件や、一般会計補正予算など重要な

議案を提案させていただきました。

それぞれの議案について熱心にかつ慎重に審議をしていただき、全て賛同していただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、先日は中学校の体育大会、小学校の運動会が多くのご来賓のご臨席の下で、ほぼコロナ以前の形で開催をされました。議員各位におかれましても、何かとご多用の中、出席し、声援を送っていただき、誠にありがとうございました。

また、先週の土曜日、9月23日には全国手話ダンス甲子園決勝大会を日本パラアート協会様との共催で、エルデホールで開催をいたしました。西日本大会、東日本大会の予選を勝ち抜いたチームと地元枠の合わせて12チームが参加をしました。優勝は広島県のsign、2位は東京の豊南smile、そして3位に地元枠で出場したチームフクシンが入りました。

私は挨拶の中で、神崎郡3町で歩調を合わせて、手話言語条例の制定に向けて取り組んでいきたいと表明をさせていただきました。これから条例制定に向けて準備を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、地元枠で役場チームも出場してくれました。手話の未経験の若手職員たちですが、出場を決めてから3か月間、神崎ろうあ協会様などの指導を受けながら練習を重ね、立派な演技を見せてくれました。すばらしい行政のまちづくりイベントになったことを報告をさせていただきます。

朝夕はめっきりと涼しく過ごしやすくなってきました。けれども、新型コロナウイルスは、まだ完全に収束していませんし、インフルエンザもはやっているようであります。議員各位には、どうか健康には十分気をつけていただき、引き続きご活躍されますことを願ひまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会したいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年9月28日

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 松 岡 秀 人